

念に照らし妥当な範囲とすること」となっており、本県の使途基準においては、政務調査活動を行う上で必要があれば、食事が伴うものであっても社会通念上妥当な範囲内で支出を認めている。

(3) その他

事務所で使用する来客用茶菓については、事務所が政務調査の本拠として使用され、県民から意見を聴取するために使用されている実態があるにもかかわらず、支出を認められないとする請求人の考え方は受け入れることができない。

なお、請求人が何度も引用する平成16年9月15日の京都地方裁判所判決（平成16年（行ウ）第1号）においても、控室で使用する茶、コーヒー豆代について、政務調査費からの支出を認めている。

以上のとおり、請求人は、本県の定めた具体的な使途基準に基づき、支出の違法、不当を主張しているものではなく、単なる憶測や思い込みに基づく主張を展開しているものと考えられ、我々としては特段の問題はないものと考えている。

第4 監査の結果

1 認定した事実

請求書、請求書に添付された事実を証する書面、議会事務局の陳述、平成18年3月8日に議会事務局に対して実施した実地調査、同月13日、同月15日、同月16日、同月17日及び同月20日に各議員に対して実施した関係人調査（自治法第199条第8項）により、監査対象事項について、次の事実が認められる。

(1) 政務調査費制度

ア 政務調査費の使途基準

政務調査費は、自治法第100条第13項に基づく兵庫県政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第30号。以下「交付条例」という。）を根拠として交付されるものであり、その使途基準については、議長が規程を定めるとともに（交付条例第8条）、使途基準の具体的な内容及び留意事項については、議長により政務調査費のしおりが定められ、各議員に示されている。

イ 収支報告及び精算

議員は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後30日以内に、政務調査費収支報告書を議長に提出するとともに（交付条例第9条）、その年度に交付を受けた政務調査費の総額から政務調査に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合には、速やかに返還するものとされている（交付条例第11条第4項）。

(2) 監査対象事項の状況

ア A議員の研修費（政策研修会開催費69,186円）

A議員は、平成17年2月16日に開催した政策研修のための会議に要する経費77,686円（会場費20,000円、講師謝金50,000円、その他7,686円）のうち、69,186円について政務調査費を充当している。

A議員の開催した政策研修のための会議は、A議員自身が約45分間の県政報告を行った後、高齢社会に対する政策課題として、本件措置請求で特定された講演が実施されている。

イ B議員の研修費（研修会開催費191,835円）

B議員から、平成18年2月14日（本件措置請求の提起前）に、訂正された政務調査費収支報告書が議長に提出され、本件措置請求において特定された研修会開催費191,835円については削除されていることから、請求書提出時点（平成18年2月15日）においては、研修会開催費191,835円の支出に、政務調査費が充当されている事実は認められない。

ウ D議員の研修費（政策研修会開催費4回分684,530円のうち、1回分7,362円。）

D議員から、平成18年2月24日（本件措置請求の提起後）に、訂正された政務調査費収支報告書が議長に提出され、本件措置請求において特定された研修会の開催日が、平成16年10月26日から、同月28日に訂正されている。

D議員は、平成16年10月28日に開催した政策研修のための会議に要する経費のうち、送料4,462円、飲料代2,900円、計7,362円について、政務調査費を充当している。

エ I議員の研修費（経済研修会開催費70,000円）

I議員は、平成16年4月12日に、加古川市内のホテルにある飲食店の一室を借りて開催した経済研修のための会議に要する経費70,000円について、政務調査費を充当している。

政務調査費を充当した経費の内訳は、室料10,000円、データビジョン、スクリーン等の会議用備品の借用料27,000円、コピー代4,140円、茶菓代16,100円、及びこれらに係る消費税額等の合計額70,000円である。

オ J議員の会議費（学識経験者との懇談会経費73,000円）

J議員は、学識経験者等の講演会を開催している北播政経懇話会の平成16年度の後半の会費30,000円の外、労働団体の政策フォーラム等5会議43,000円、計73,000円に政務調査費を充当し、政務調査費収支報告書に代表例として、北播政経懇話会の名称のみを記載している。

なお、北播政経懇話会の平成16年度の前半の会費30,000円については研修費として政務調査費を充当している。

カ F議員の事務所費（来客接待茶菓代59,300円）

F議員は、F議員の事務所で行った土地改良事業等に係る政策要望等を聴取する会議開催のための茶菓代、10,500円（平成16年4月1日）、20,000円（同年7月2日）、16,800円（同年8月2日）及び12,000円（同年10月2日）、計59,300円に政務調査費を充当している。

キ O議員の調査研究費（海外調査費256,000円）

O議員から、平成17年11月2日（本件措置請求の提起前）に、訂正された政務調査費収支報告書が議長に提出され、本件措置請求において特定された海外調査の時期及び目的が、平成16年8月のロシア連邦ハバロフスク地方から同年10月のフランス共和国に訂正されており、請求書提出時点（平成18年2月15日）においては、ロシア連邦ハバロフスク地方の調査に係る支出に、政務調査費が充当されている事実は認められない。

O議員は、平成16年10月19日から同月23日まで、フランス共和国の視察を行い、その費用の一部に政務調査費256,000円を充当している。フランス共和国の視察の内容は、同国セーヌ・エ・マルヌ県との友好交流の促進と同県における農業政策調査並びに同国ノール県における経済政策、芸術文化政策及び環境政策の調査である。

ク P議員の調査研究費（海外調査費96,185円）

P議員は、平成16年10月19日から同月23日まで、フランス共和国セーヌ・エ・マルヌ県との友好交流の促進と同県における農業政策調査並びに同国ノール県における経済政策、芸術文化政策及び環境政策を調査するため、公務として出張し、旅費として622,995円が支給されている。

また、上記フランス共和国へのお出張に要した費用の一部、96,185円に政務調査費を充当している。

なお、政務調査費を充当した費用96,185円は、セーヌ・エ・マルヌ県における欧州との交流10周年記念レセプションの分担金、同県での農家民宿等の視察などのグリーンツーリズムの実地調査等に要した費用、ノール県議会との昼食懇談会の費用分担金、訪問のための土産代、復命書作成に要する写真代、レンタル携帯電話に要した費用、現地での添乗員の費用等であって、いずれも上記フランス共和国へのお出張の旅費として支給されていないものである。

2 判断

(1) A議員の研修費（政策研修会開催費69,186円）

A議員の政策研修会の講演テーマは、高齢社会という政策課題に対応するものと認めることができ、また、講演に先立ってA議員自身が長時間の県政報告を行っていることから、全体としてA議員が開催した政策研修のための会議であったことがうかがわれ、これに要する経費は規程別表第2に定める会議費に該当するものと考えられることから、その支出に政務調査費を充当することについては、違法性又は不当性を認めることはできない。

(2) B議員の研修費（研修会開催費191,835円）

B議員の研修費（研修会開催費）については、政務調査費が充当されていないと認められることから、請求人の主張する違法性又は不当性を認めることはできない。

(3) D議員の研修費（政策研修会開催費4回分684,530円のうち、1回分7,362円）

D議員が、平成16年10月28日に開催した政策研修のための会議に要する経費のうち、送料及び飲料代に政務調査費を充当していることについては、この費用が規程別表第2に定める会議費に該当するものと考えられることから、違法性又は不当性を認めることはできない。

(4) I議員の研修費（経済研修会開催費70,000円）

I議員が、平成16年4月12日に開催した経済研修のための会議に要する経費に政務調査費を充当していることについては、この費用が規程別表第2に定める会議費に該当するものと考えられることから、違法性又は不当性を認めることはできない。

(5) J議員の会議費（学識経験者との懇談会経費73,000円）

J議員は、政務調査費収支報告書の会議費（学識経験者との懇談会経費）及び研修費（研修会参加費）の双方に北播政経懇話会の名称を挙げているが、平成16年度の会費の半年分ずつを計上しているものであって、重複して計上されているものではなく、また、北播政経懇話会、労働団体の政策フォーラム等の会議への参加に要する経費は、規程別表第2に定める研修費に該当するものと考えられることから、その会費の支出に政務調査費を充当していることについて、違法性又は不当性を認めることはできない。

(6) F議員の事務所費（来客接待茶菓代59,300円）

F議員の茶菓代は、F議員の事務所で行われた会議に係るものであることから、規程別表第2に定める会議費に該当するものと考えられるところ、政務調査費のしおりには、会議費についての具体的な経費の例示として茶菓代が明示されていることから、F議員が事務所における会議に係る茶菓代に政務調査費を充当していることについて、違法性又は不当性を認めることはできない。

(7) O議員の調査研究費（海外調査費256,000円）

O議員の調査研究費（海外調査費（ロシア連邦））については、政務調査費が充当されておらず、旅費の二重支出になっていないことから、請求人の主張する違法性又は不当性を認めることはできない。

(8) P議員の調査研究費（海外調査費96,185円）

P議員が政務調査費を充当した経費は、公費による旅費の対象とされていない部分であるばかりではなく、P議員のフランス共和国への出張にとって有意義であるのみならず、同出張の目的を遂げるために必要であったとも考えられる内容のものであって、これらの支出に政務調査費を充当することが禁じられているものと考えられることはできない。したがって、P議員が海外調査費に政務調査費を充当していることについて、違法性又は不当性を認めることはできない。

以上、上記(1)から上記(8)までのとおり、本件措置請求に係る各支出に政務調査費を充当することについては、いずれも違法性又は不当性を認めることができないことから、政務調査費の返還を求める本件措置請求には、理由がないものと判断する。